

九条の理念で地球憲章を！

非戦・非武装の世界を実現するために

2017年3月15日



この写真をご覧ください。これは月の地平に沈む地球です。日本の月探査機“かぐや”が月の両極を回りながら写したものです。宇宙の星くずのような存在でしかない地球、太陽系の一つの惑星。しかしなんと美しいのでしょうか。そのうえに生存している人間と動物たち。想いは宇宙の際に拡がり、生命の起源から人類の未来に及びます。

それにしても、この地球上の人間どもの争いは、いつまで続くものなのか。カントの永久平和論を想い、憲法9条を地球時代、宇宙時代にふさわしいものとして地球憲章、世界憲章にまで高める運動が求められているのだと、この写真を前にして思わざるを得ません。

70年前、日本は敗戦の廃墟の中から、戦争への反省と平和への願いを込めて戦争放棄を規定する9条をもつ憲法を制定しました。

その前文には

＜日本国民は-----政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないよう

にすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

-----われらは、平和を維持し専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとして努めている国際社会において、名誉ある地位をしめたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。----

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。>

その第九条には

<日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。>とあります。

1946年、憲法改正の政府案(3月6日)が発表された後、制定に関わった二人の要人の演説が思い出されます。

一つは当時の首相、幣原喜重郎の戦争調査会(3月27日)での冒頭演説:「かくのごとき憲法の規定は現在世界各国いずれの憲法にもその例を見ないのでありまして----戦争を放棄すると言うようなことは夢の理想だと考えるかもしれませんが。しかし原爆より更に強力な破壊的兵器も出現するであろうとき、軍隊をもつことは無駄なことなのです。」「今日我々は戦争放棄の宣言を掲げ、国際政治の荒蕪たる原野を単独に進み行くのでありますけれども、世界は早晩、戦争の惨禍に目を覚まし、結局私どもと同じ旗をかざして、遙か後方に付いてくる時代が現れるであります。」「

もう一つはそれから数日後、GHQ 総司令官マッカーサーの対日理事会での開会演説(4月5日):「国策の手段としての戦争が完全に間違いであったことを身にしみて知った国民の上に立つ日本政府の戦争放棄の提案」は「戦争を相互に防止するには各国が国際的な社会、政治道徳の更なる高次の法を発展させることによって人類をさらに一步前進させる新たな段階にあることの認識を示すものです。」「従って私は戦争放棄に対する日本の提案を、全世界の人々が深く考慮することを提唱したい。道はこれしかない。国連の目標は賞賛すべきもの

だが、その目標も、日本がこの憲法によって宣言した戦争する権利の放棄を、まさにすべての国が行ったときに始めて実現されるのです。戦争放棄は全ての国が同時になされねばならないのです。」

後年、マッカーサーは憲法調査会会長高柳賢三の質問に書簡で答えて、「あれ（九条）は幣原首相の先見の明とステイツマンシップと英知の記念塔として朽ちることはない」（‘58.12.5）と述べています。

その憲法前文は<日本国民は、国家の名誉にかけて、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う>と結ばれています。

それから70年が経ちました。

この間日本は平和憲法のもとに平和産業を中心に経済復興を遂げ、憲法の精神にのっとり平和教育を進めてきました。しかし他方、憲法は占領軍によって押し付けられたものとして改憲論が繰り返され、民主主義の行き過ぎ是正が言われ、日米安保条約のもと、米軍基地とりわけ沖縄への基地の集中を許し、米国の核の傘のもとで、9条の枠内で専守防衛にあたるものとして自衛隊が拡大されてきました。武器の生産と輸出にも触手を伸ばしてきました。

昨年（2015）の安保法制の成立は、従来の政府見解をも変えて集団的自衛権を容認し、海外派兵を可能とするものであり、それを違憲とする訴訟も提起されています。従来の解釈改憲での現状追認が無理だとなれば、条文改正〔改憲〕への動きも強まるでしょう。9条をめぐる憲法状況はきわめて危険なものとなっています。

1945年第2次世界大戦の終結前後、反戦・平和のうねりのなかで国連憲章がつくられ、世界人権宣言が出され、UNESCOが活動を開始。国際理解と平和へ向けて大きく動き出すかに見えました。しかし国際政治の現実には、米ソ対立を軸に二つの世界の緊張が長く続いています。ベルリンの壁に続くソビエト体制の崩壊後はUSAを中心とするグローバリゼーションが進みますが、9・11、アフガニスタン侵攻、イラク戦争、中東不安とパックス・アメリカナの矛盾が露になり、東アジアでも米中の勢力争いと北朝鮮の冒険主義もあり、日本でのナショナリズムの膨張もあって、緊張が高まっています。

しかし、この間、大戦後の世界平和の理念の実現を求めてアジア・アフリカ・ラテンアメリカでの非同盟・中立の運動があり（例 バンドン会議）、科学者た

ちのパグワシュ会議が重ねられ、国連でも軍縮会議がもたれ、UNESCOも軍縮教育会議、国際平和年そして国際平和文化年をもち、セビリア宣言（非暴力）をはじめ文化の多様性宣言を重ねてきました。学習権宣言や子どもの権利条約、そして未来世代への責任宣言、さらに環境破壊に抗して持続的社會を求める国際的運動も、平和を環境問題と結び、未来世代の権利の視点と結んで豊かに捉え直す視点を提示してきたと言えます。いわゆる第3世界における地域的非軍事同盟と連帯の動きも活発です。非核のための国際会議も長い歴史を刻んできました。

これらの動きのなかで求められてきた新しい秩序理念を「平和と共生」（あるいは平和・人権・環境・共生）と表現することが出来るのではないのでしょうか。そしてそれらを一貫するものは“戦争はご免だ！”という感情であり、“戦争は悪だ”とする認識です。戦争は貧困・抑圧・暴力・自然破壊の集約的表現です。

振り返ってわが国の歴史を見れば侵略戦争と敗戦、そして前文と9条を持つ日本国憲法のもとで、この70年、外国の軍隊と殺し殺されることのない希有の歴史を綴ってきました。

改憲と再軍備を求める動きに抗して、憲法を護り根付かせる運動もくり返され、原水爆禁止、日米安保反対、ベトナム戦争反対、イラク派兵反対そして「9条の会」の全国的広がり、改憲そのものの提起を断念させ、解釈改憲の道を余儀なくさせてきました。

国際的にも、ハーグ世界平和市民会議(1999)や、世界社会フォーラム(2001-)に参加、東京、大阪で9条世界会議を開催(2008)して、9条の重要性を訴えてきました。「9条の会」がノーベル平和賞候補にノミネートされた(2015,16)ことや国連での「平和への権利宣言」の動き(2016)も、9条を護る運動を励ましてくれています。

この間9条は平和をもとめる心ある外国人からも認められ評価されてきたのです。その方々の中には歴史家のトインビーやシカゴ大学の元総長ハッチンズ、生化学者でノーベル賞のセント＝ジェルジュ、ノーベル平和賞のアリアス元コスタリカ大統領などがいます。アメリカに「9条を広める会」をつくったチャールズ・オーバービー氏や、思想家のノーム・チョムスキー、映画「日本国憲法」を作ったジャン・ユンカーマン監督もいます。ハーグ世界平和市民会議では世界の「各国議会は、日本国憲法9条のような、政府が戦争をすることを禁止す

る決議を採択すべきである」という項目がアジェンダの第一に掲げられました。中東で働いた経験をもつ商社マンはアラブ圏の人々に親日感情があるのは戦争をしない日本だからだと言ってくれるといいます。そのことはパキスタンそしてアフガニスタンで活動している中村哲さんの国会での実感をとおしての証言でもありました。

9条は「アジア2千万の犠牲者にたいする国際公約だ、軽々に変えてはならない」というアジアの人々の声も忘れてはなりません。東アジアの緊張緩和のためには、抑止力に頼るのではなく、9条を軸とする平和外交こそが求められているのです。

わたしたちはさらに、9条は環境・共生の思想とも親和的であることも含めて平和の思想を豊かにしていきたいと思えます。9条は一国の平和だけではなく世界の平和を求めるものであり、それなくして、一国の平和も保てないことについても自覚的なのであり、まさしく積極的平和主義なのです。9条の精神を世界に広げなければ、その平和主義は完結しないのです。

そして、いま、その9条が危機にあることを、わたしたちは広く訴えねばなりません。日本を救うために。そしてそれは世界を救う道なのではないでしょうか。

この間、ハバーマスとデリダが平和について共同声明をだし、カントの永久平和論に帰れと述べましたが、日本国憲法はこの理念を憲法原則として発展させたものです。

「永久平和は空疎な理想ではなく、われわれに課せられた使命である」(カント)。そのカントの思想を憲法にまでたかめたものこそが日本国憲法の前文および9条ではないでしょうか。9条には世界政治を変える力が秘められています。前文の結語の通り、9条をもつ地球憲章は夢ではなく、それを実現することは、わたしたちの使命です。

- そのために1) まずは日本で、9条を守り根付かせる運動を強めたい。  
2) それを支援してくださる国内外の人々の署名やメッセージをいただきたい。  
3) さらにその思いを地球時代にふさわしい「9条の精神をもつ地球憲章(世界憲章)」を創り上げる世界の協同作業の始まりとしたい。  
4) その成果を国連での活動や決議に活かしたい。

5) 構想さるべき地球憲章は世界各国の国民と政府が、国政と外交の原則に日本国憲法の非戦・非武装の精神をとりいれて人類と地球を守る施策を求めるものです。

以上のアピールは平和のための地球憲章が必要だと考える各国の個人と団体に共有され、そのための活動に利用される為のものです。各国で独自のアピールづくりへの取り組みにも参照されることを期待しています。